



コ
ラ
ム

狭い通路

中嶋哲夫の

「人事も歩けば」



筆者は、80年ほど前に開発された近郊住宅地に住んでいます。最初は12世帯から始まったと聞いていますが、現在は150世帯を超えています。初期は敷地も広く、住宅地内や周辺には畠も混在していました。時間の経過とともに、徐々に住宅が建ち、相続によって1区画が分割されて世帯数が増えました。現在では、近郊住宅地だったという印象はない、普通の住宅地となっています。

この住宅地には、いくつもの“？”がつく空き地があります。

第1には、私有地のはずなのに、その部分だけフェンスがない住宅があります。1メートル強の幅のプランターなどを置いてありますが、フェンスがありません。不用心な感じもする土地です。第2には、1坪ほどの土地なのに、フェンスができる土地。第3には、高い塀の間に狭い通路が残っています。防犯上の死角となるので、地域住民が注意を払っている通路です。

地域の方々に尋ねると、その間の事情がわかつてきました。まず最初にわかったことは、河から2メートルの範囲の所有者は国であること。防災活動ができるよう、一定幅の堤防を国有としているそうです。その場所は、建造物を建てたり、堤防を痛めるようなことはできないが、個人が適宜使うことまで



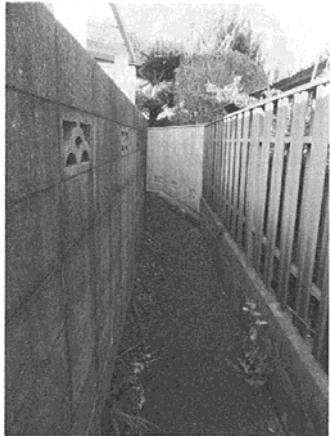
国はうるさく言わないようです。そこで、堤防に隣接する方々によつて、人が入り込まないよう

にするためにと、プランターを置いたりしながらあたかも自分の土地であるかのように活用されています。

次にわかったことは、村の共同所有物であったあぜ道や湧き水、水路などが形を変えて残っていること。湧き水の跡は1坪ほどの土地として残り、あぜ道は通路として残っています。これらの共有資産の財産処分をするためには、共同所有者の同意が必要となります。相続によって分割された所有権の持ち主の各々に同意を取り付ける手続きが途方もなく膨大なため、放置されているようです。その結果、現在ではあたかも所有者不在であるかのような状態になっている、ということがわかつてきました。

先祖代々、本家が相続することによって守られてきた村の財産が、個人を基準とした相続に変わることで村の財産を守ることも難しくなっているようです。

(MBO実践支援センター代表)



▲狭い通路